

第2期厚木市消防力整備計画



【令和3（2021）年度～令和8（2026）年度】

厚木市消防本部

第2期厚木市消防力整備計画

目 次

第1章 厚木市消防力整備計画について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間及び進行管理	3
(1) 計画期間	3
(2) 進行管理	3
4 目標指標の事業実績（平成30年度～令和2年度）	4
(1) 消防力の充実・強化	4
(2) 救急体制の充実	5
(3) 防火対策の推進	6
第2章 管内の状況	7
1 人口・消防力	7
(1) 人口の推移	7
(2) 人口の将来展望	9
(3) 消防力	11
2 火災等の状況	16
(1) 火 災	16
(2) 救 急	18
(3) 救 助	20
第3章 施策の方向性	21
1 消防体制の充実	23
(1) 消防組織の整備充実	23
(2) 消防装備・消防水利の充実	25
(3) 警防業務の充実	26
(4) 通信指令体制の強化	27
(5) 消防団の充実	28
2 救急体制の充実	29
(1) 救急高度化の推進	29
(2) 応急手当普及啓発の推進	30
(3) 救急需要対策の推進	30
3 火災予防対策の推進	31

(1) 住宅防火対策の推進	31
(2) 防火管理体制の充実	32
(3) 危険物施設の安全確保の強化	32

第1章 厚木市消防力整備計画について

1 計画策定の趣旨

第1期厚木市消防力整備計画（以下「第1期計画」という。）は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までを計画期間として策定し、「命と暮らしを守る社会の実現」を目的とした基本理念や「消防・防災体制の強化」、「救命第一のまちの実現」、「火災のない安心・安全なまちの構築」などを成果目標として設定し、消防力を充実強化するための各施策に取り組んできました。

近年の全国で発生している災害や事故を見ると、複雑・多様化、また、大規模化する傾向にあり、大規模地震や台風などによる豪雨災害の発生が頻発しており、消防に期待される役割は大きくなっています。

本市の災害発生状況を見ると、火災の発生は減少傾向にあるものの、救急出動は、平成24（2012）年から年間一万件を超え、また、救助出動も増加傾向にあります。

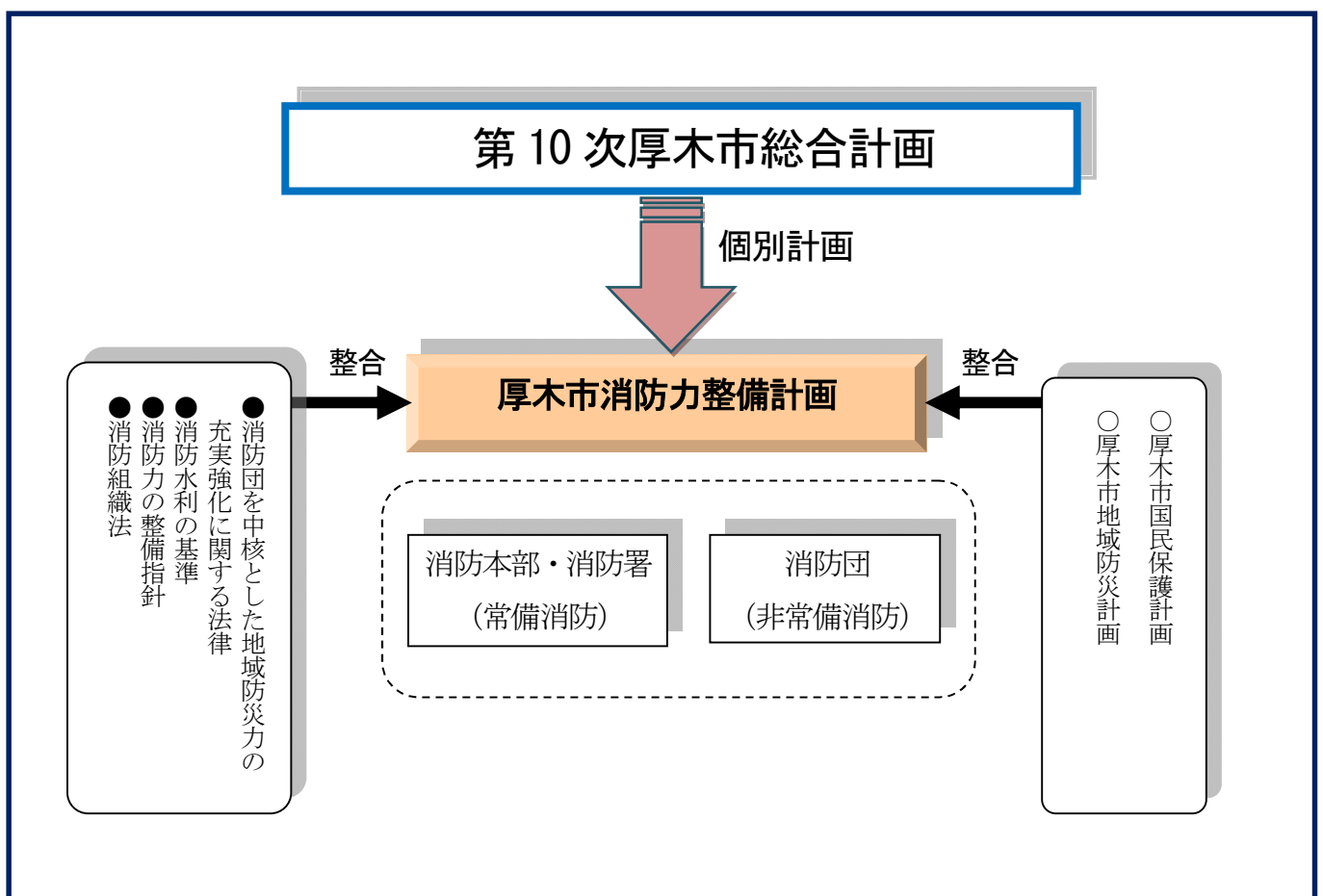
特に、高齢化の進展などにより、更なる救急需要が見込まれ、救急体制の充実が喫緊の課題の一つとなっています。

今後も、消防に寄せられる市民ニーズが増大する中、都市基盤や高規格幹線道路の整備など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、新たにスタートする第10次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）の個別計画として位置付け、引き続き、消防力の更なる充実・強化を計画的に推進するため、令和2年度（2020）年度をもって満了する第1期計画を見直し、令和3（2021）年度を始期とする第2期厚木市消防力整備計画（以下「第2期計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

計画の位置付け

第2期計画は、総合計画の施策を着実に推進するための個別計画であり、策定に当たっては、関係法令や国の指針と併せて、「厚木市地域防災計画」や「厚木市国民保護計画」との整合を図り、本市の常備消防だけでなく、非常備消防である消防団も含めた消防力の充実強化を図るための計画です。

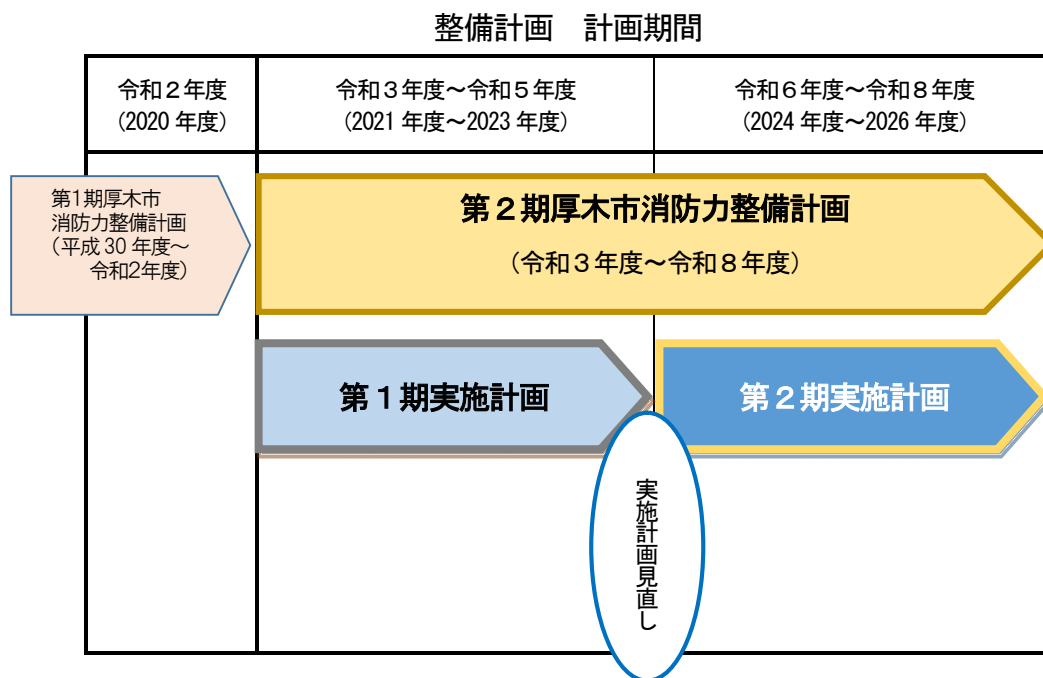


3 計画期間及び進行管理

(1) 計画期間

第2期計画の計画期間は、総合計画第1期基本計画との整合を図るため、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

また、第2期計画に基づく実施計画は、本市や消防を取り巻く状況を勘案した中で、中間年度に見直しを行います。



(2) 進行管理

第2期計画の施策を効果的に推進するため、PDCAサイクルに沿って、本計画に基づき策定する実施計画において、設定する成果指標により達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

4 目標指標の事業実績（平成 30 年度～令和 2 年度）

平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの第 1 期計画における取組による成果は次のとおりです。

（１） 消防力の充実・強化

項 目		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和2年度 (2020 年度)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 消防庁舎 の整備	相川分署	基本設計 実施設計 地盤調査	用地測量 用地取得等	杭工事 建設工事	基本設計 実施設計 地盤調査	建設工事 完成	杭工事 建設工事
	南毛利分署	用地測量 用地取得等	用地測量 用地取得等	基本設計 実施設計 地盤調査	基本設計 実施設計 地盤調査	杭工事 建設工事	杭工事 建設工事
	睦合分署 消防訓練場	—	—	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討
② 消防車両整備台数 (累計)		6台	7台	13台	14台	21台	20台
③ 耐震性防火水槽整備数 (累計)		—	—	1基	1基	2基	2基
④ 消防団員充足率		98%	94.1%	100%	93.6%	100%	91.5%
⑤ 大規模災害 サポート隊員数		76人	67人	76人	65人	76人	72人

・令和 2（2020）年度の実績については、10 月末の数値

《取組成果》

- ① 相川分署と南毛利分署の新築事業については、令和 3（2021）年度の完了に向け、地盤調査及び設計委託が完了しました。
また、睦合分署訓練場整備については、今後の訓練施設の在り方や機能強化などを検討しました。
- ② 「消防車両更新計画」に基づき、複雑・多様化する災害に対応ができる機能性に優れた消防車両（消防団車両を含む。）を整備しました。
- ③ 消防水利の充実を図るため、震災時の火災にも的確に対応できる耐震性を有する防火水槽を整備しました。
- ④ 消防団員の確保対策については、各種イベントで消防団の必要性や重要性について PR 活動に取り組みました。
- ⑤ 大規模災害サポート隊の体制強化を図るため、経験豊富な消防団員の退職者の入隊促進に取り組みました。

(2) 救急体制の充実

項 目	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 救急隊の救急救命士配置人数 (累計)	43 人	40 人	46 人	43 人	49 人	44 人
② 市民による心肺蘇生実施率	65.5%	65.9%	66.0%	61.2%	66.5%	67.3%
③ 普通救命講習会受講者数 (累計)	2,500 人 (25,000 人)	2,371 人 (25,235 人)	2,500 人 (27,500 人)	2,405 人 (27,640 人)	2,500 人 (30,000 人)	230 人 (27,870 人)
④ 市民救命サポート隊設置地区 (累計)	2 地区	3 地区	3 地区	3 地区	4 地区	3 地区

・令和 2 (2020) 年度実績については、10 月末の数値

《取組成果》

- ① 全救急隊に 2 人以上の救急救命士を配置し、救急業務の高度化を図りました。
- ② 普通救命講習会の開催や 119 番受信時における的確な口頭指導により、市民による心肺蘇生実施率が向上しました。
- ③ 市民ニーズや年齢層に応じた普通救命講習会を積極的に開催し、応急手当の普及啓発に取り組みました。
- ④ 市民救命サポート隊については、自主救護の気運の高い市内 3 地区に設置し、市民協働による応急救護体制の推進に取り組みました。

(3) 防火対策の推進

項 目	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和2年度 (2020 年度)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 出火率	2.3 件	2.6 件	2.3 件	2.4 件	2.3 件	1.1 件
② 住宅用火災警報器の設置率	93.0%	87.0%	96.0%	87.0%	100%	89.0%

・ 令和2（2020）年度の実績については、10 月末の数値

・ 出火率：人口 1 万人当たりの火災件数の割合。率が少ないほど火災発生割合が少ない。

※ 住宅用火災警報器の実績は、総務省消防庁が公表した本市の推計設置率

《取組成果》

- ① 防火意識の高揚を図るため、火災予防啓発を継続して実施したことにより、出火率は低下しました。
- ② 住宅火災による被害の低減を図るため、住宅防火診断や戸別訪問を実施し、住宅用火災警報器の設置促進に取り組みました。

第2章 管内の状況

1 人口・消防力

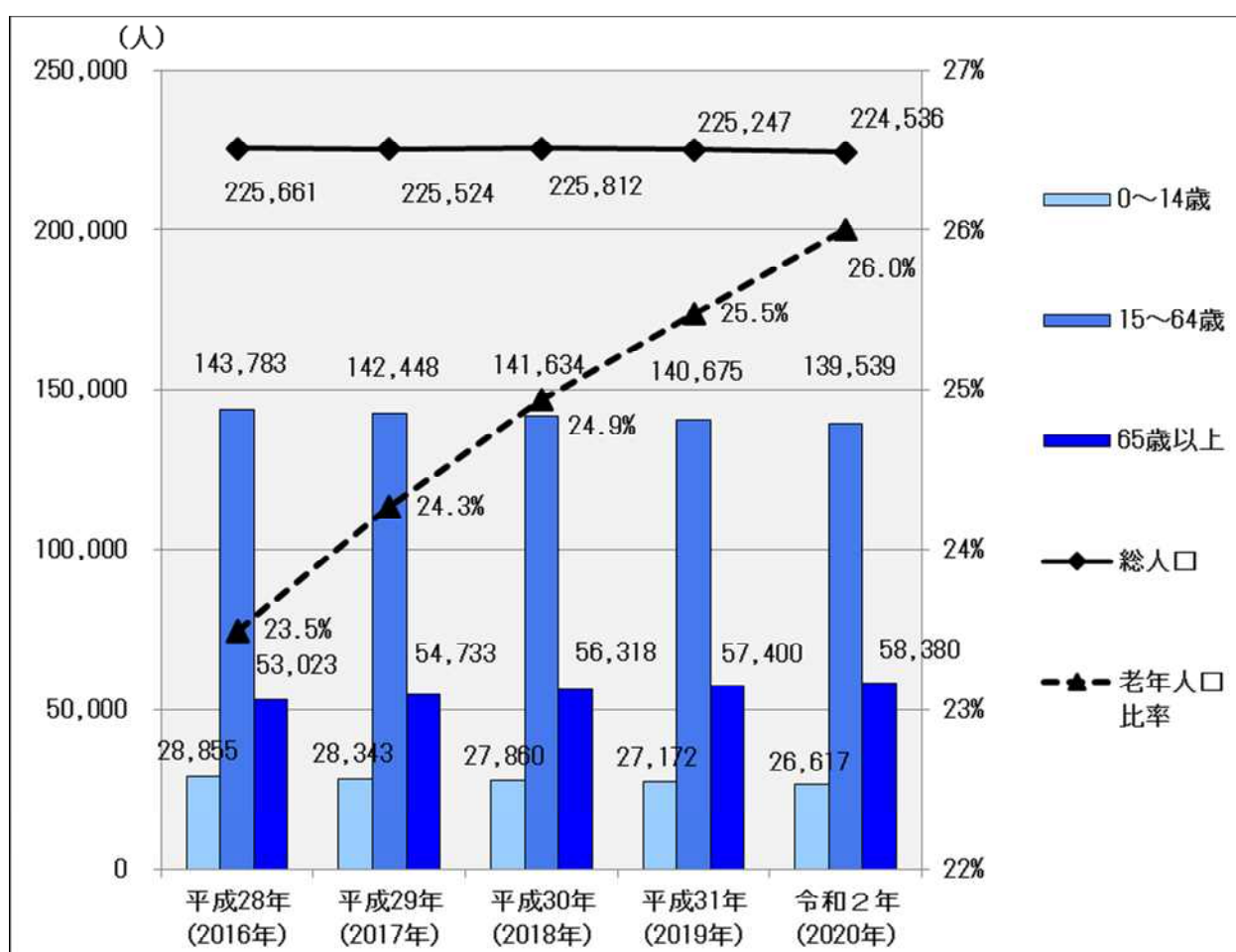
(1) 人口の推移

ア 厚木市の年齢別人口の推移

本市の総人口は、近年では横ばいとなっています。

また、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、令和2（2020）年は、人口総数の26.0%となっています。

○ 図表1 厚木市の総人口及び年齢層別人口の推移



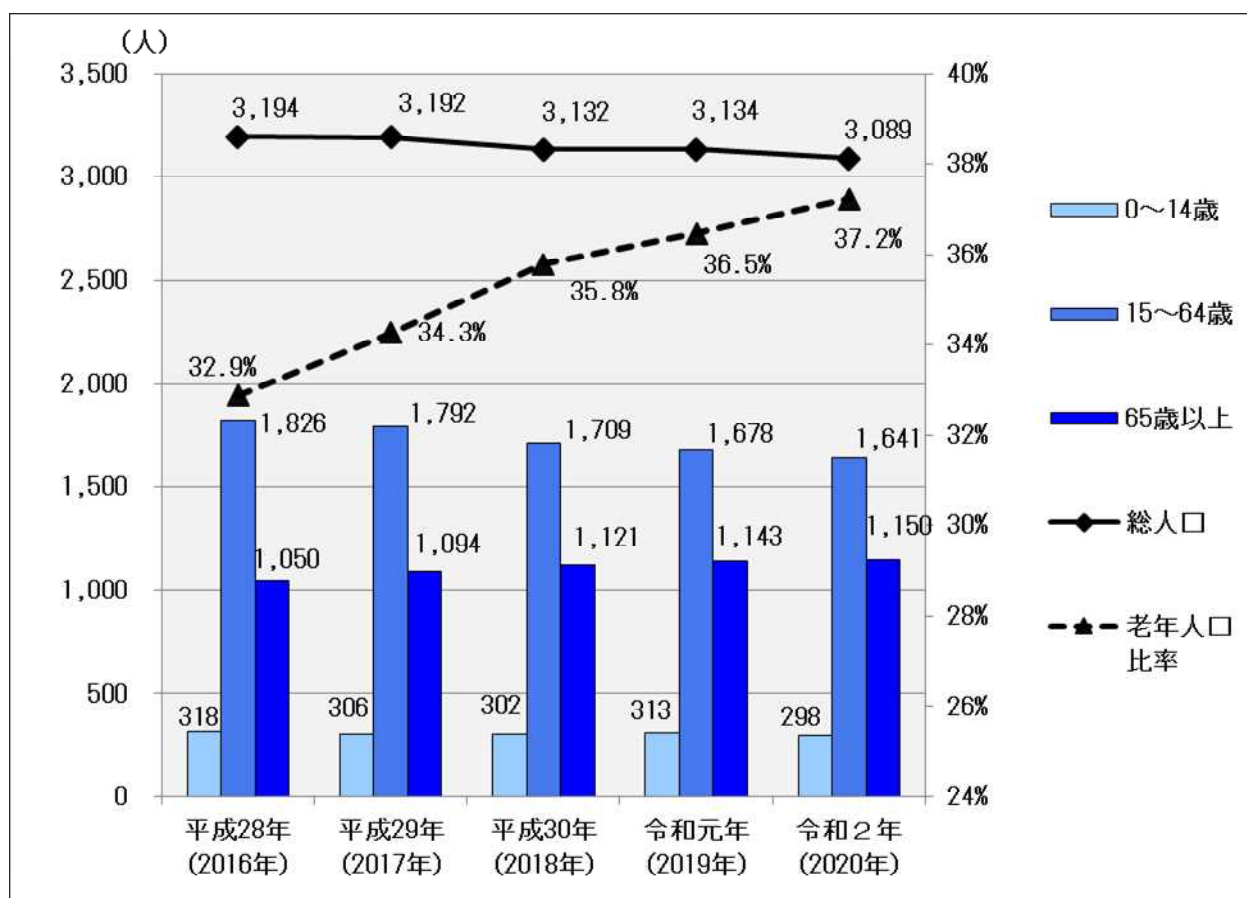
出典：厚木市「統計あつぎ」を基に作成

イ 清川村の年齢別人口の推移

本市は、平成 28（2016）年度から清川村の消防事務を受託していることから、清川村の人口の推移についても注視する必要があります。

清川村の人口は、平成 2（1990）年の 3,549 人がピークで、令和 2（2020）年は 3,089 人となっています。この中で、老年人口は増加を続けており、令和 2（2020）年は、人口総数の 37.2%となっています。

○ 図表 2 清川村の総人口及び年齢層別人口の推移



出典：「神奈川県ホームページ」を基に清川村作成

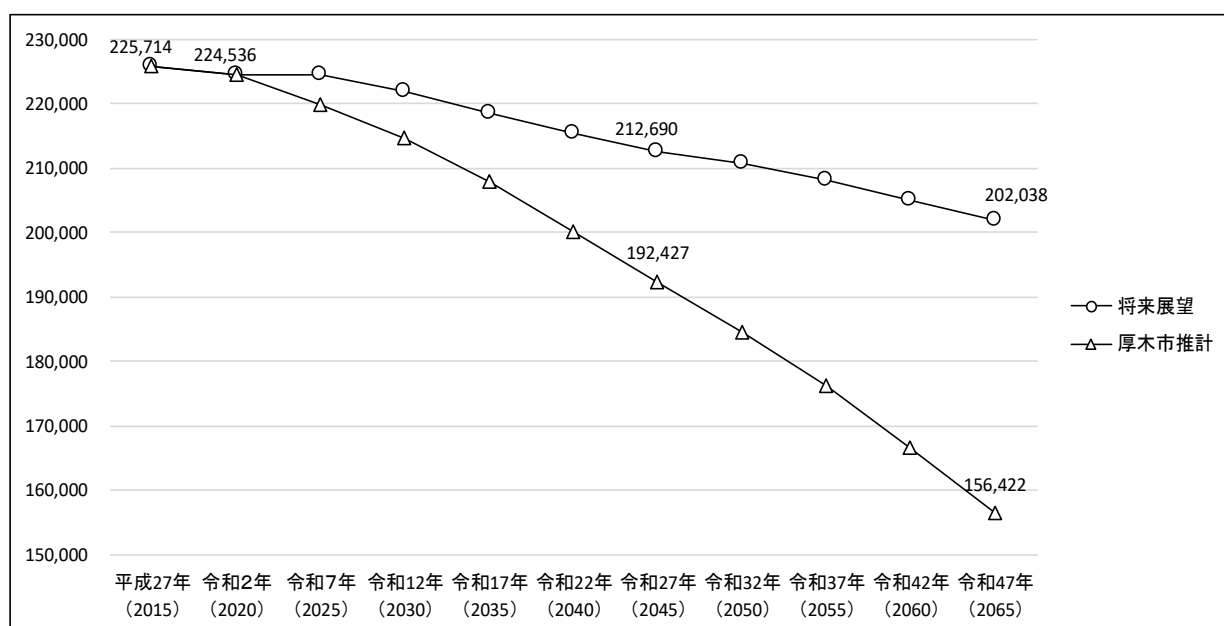
(2) 人口の将来展望

火災発生件数や救急出動件数は、人口総数や老年人口におおむね比例する傾向にあることから、人口の将来展望を踏まえ、消防力の整備を検討する必要があります。

ア 厚木市の人口の将来展望

合計特殊出生率の上昇や20歳・30歳代の定住促進・転出抑制等に取り組むことにより、令和27（2045）年では212,690人、令和47（2065）年では202,038人をそれぞれの年次の目標としています。

○ 図表3 厚木市の人口の将来展望



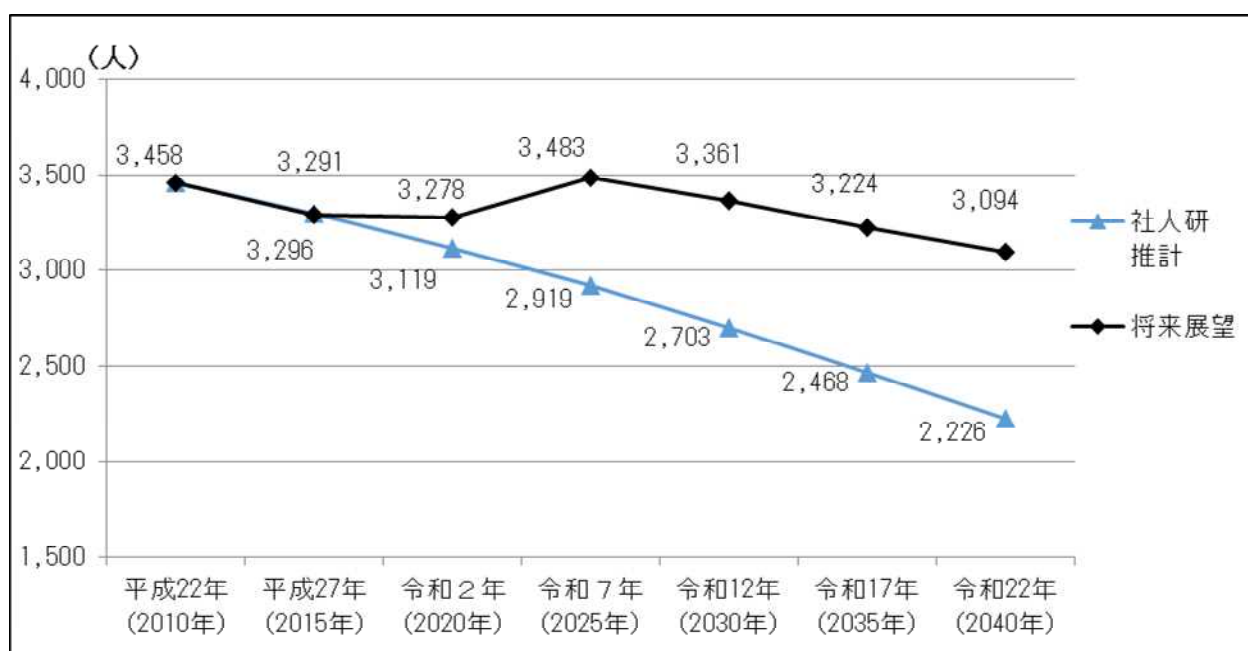
出典：第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（令和3年3月策定）

イ 清川村の人口の将来展望

清川村人口ビジョンでは、自然減・社会減の傾向となり、長期的には減少が続く予測ですが、子育て世代の移住・定住促進推進事業等を進め、将来的には継続的な定住促進住宅居住者の入れ替え及び新たな居住地の確保等を図り、人口構造の若返りを目指すことで、社人研※推計と比較して、令和22（2040）年では3,094人と年次の目標としています。

※社人研 …… 国立社会保障・人口問題研究所の略称。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関

○ 図表4 清川村の人口の将来展望



出典：清川村人口ビジョン

(3) 消防力

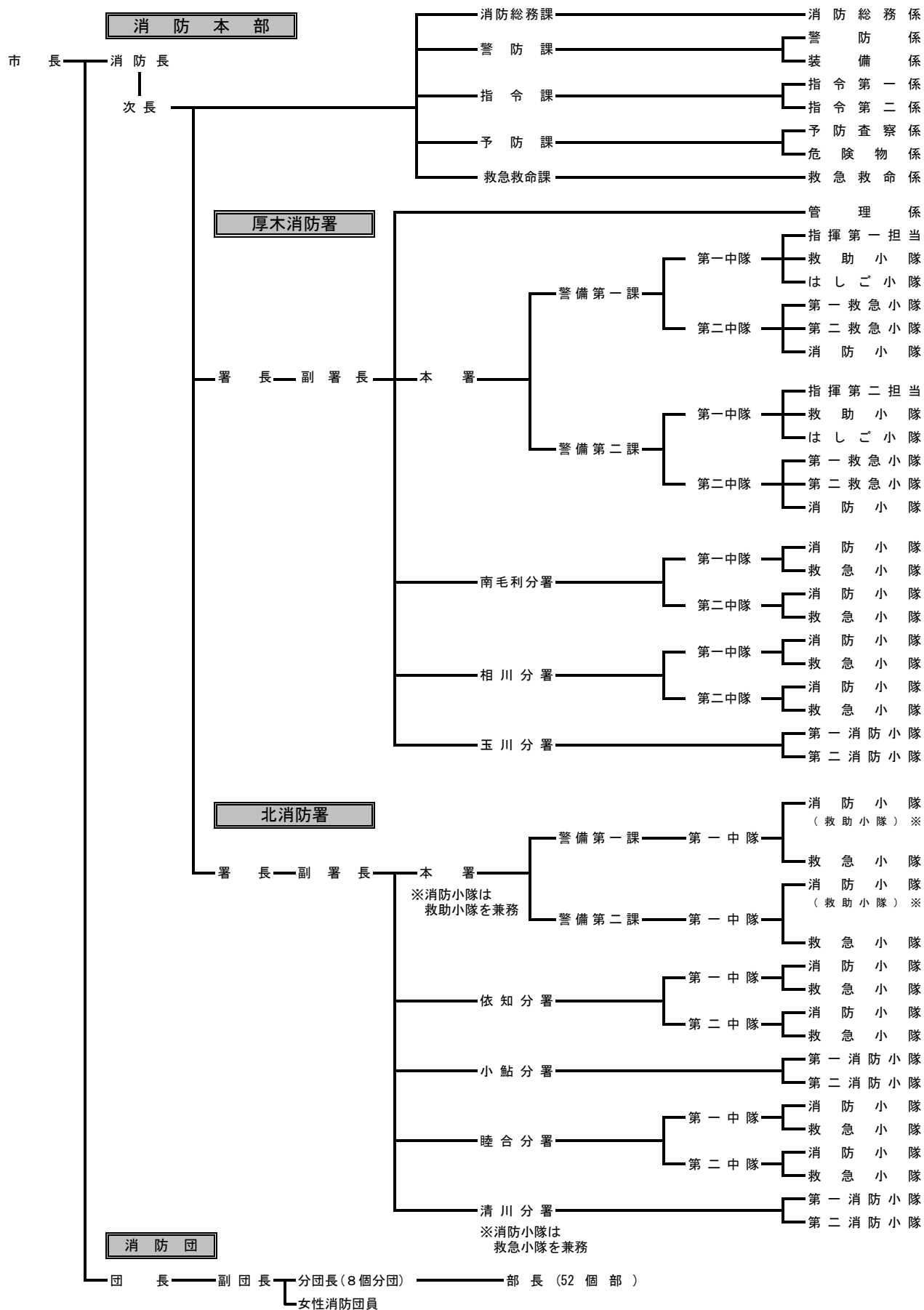
ア 署所の配置

令和2（2020）年4月1日現在、2消防署（厚木・北消防署）、7分署（南毛利・相川・玉川・依知・小鮎・睦合・清川分署）を配置し、24時間の2交代体制勤務で災害対応に当たっています。



イ 消防の機構

(令和2年4月1日現在)



ウ 消防車両配置状況

各署所における消防車両の配置状況は、次のとおりです。

令和2年4月1日現在

署 所		配置車両	台数	備考	
消防本部		広報車	2		
		連絡車	4		
		調査車	1		
		指令車	1		
		マイクロバス	1		
厚木消防署	本 署	消防ポンプ自動車	1		
		はしご車	2		
		救助工作車	1		
		水難救助車	1		
		高規格救急自動車	2		
		水槽付ポンプ自動車	1		
		指令車	1		
		救急二輪車	1		
		資材運搬車	1		
		作業車	1		
	南毛利分署	消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	1		
		査察車	1		
		作業車	1		
	相川分署	消防ポンプ自動車	1		
		化学消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	1		
		作業車	1		
		資材運搬車	1		
		査察車	1		
	玉川分署	消防ポンプ自動車	2	非常用1台含む	
		作業車	1		
		査察車	1		
	北消防署	本 署	消防ポンプ自動車	1	
			救助工作車	1	
			高規格救急自動車	2	非常用1台含む
			査察車	1	
			指令車	1	
			作業車	1	
救急二輪車			1		
拠点機能形成車			1		
依知分署			消防ポンプ自動車	1	
		化学消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	1		
		小型動力ポンプ付積載車	1		
		作業車	1		
		査察車	1		
小鮎分署		消防ポンプ自動車	1		
		水槽付消防ポンプ自動車	1		
		作業車	1		
		査察車	1		
睦合分署		消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	2	非常用1台含む	
		作業車	1		
		資材運搬車	1		
		査察車	1		
		支援車	1		
清川分署		消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	1		
		資材運搬車	1		
合 計			64		

エ 常備消防力の基準と現有

総務省消防庁で示す「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」により算定した基準消防力と現有消防力の比較は、次のとおりです。

区 分		基準消防力 (非常用を除く)	現有消防力 (非常用を除く)	基準に対する割合※		
				厚木市 (令和2年 4月1日現在)	全 国	神奈川県
消 防 車 両	ポンプ自動車	12台	11台	91.7%	97.7%	99.6%
	は し ご 車	2台	2台	100.0%	88.2%	93.2%
	化 学 車	2台	2台	100.0%	90.7%	95.6%
	救 急 車	8台	8台	100.0%	96.3%	93.4%
	救 助 工 作 車	2台	2台	100.0%	92.5%	100.0%
消 防 水 利		1,448基	1,430基	98.8%	78.7%	92.6%
消 防 職 員		315人 (現有台数に対する基準)	253人	80.3%	78.3%	86.9%

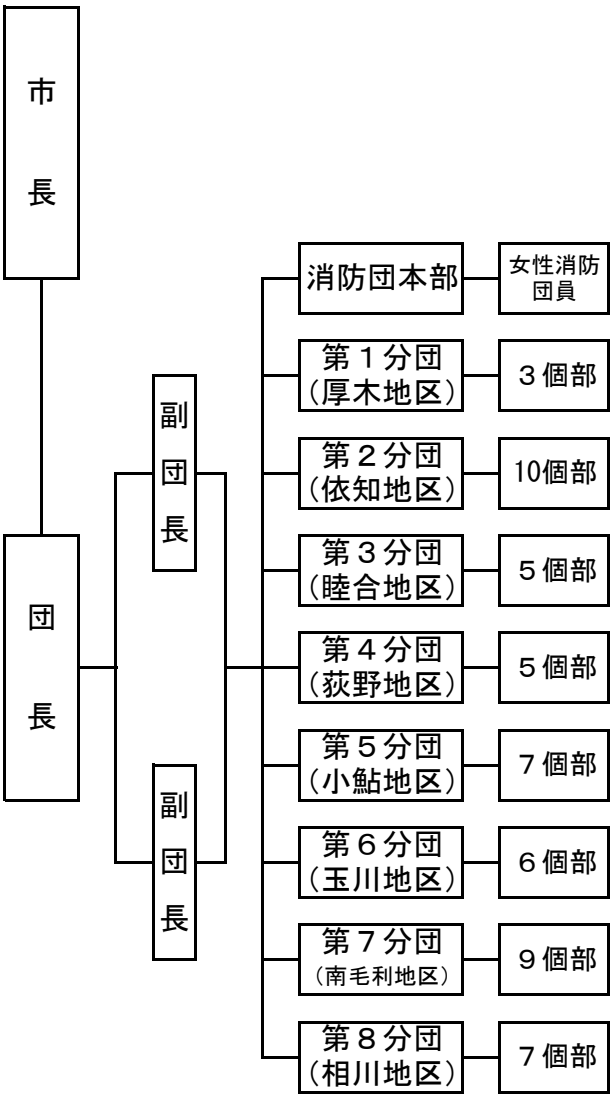
※ 厚木市以外の数値は、令和元年度消防施設整備計画実態調査集計による。

オ 消防団組織と現勢

本市の消防団は、1 団・8 個分団・52 個部、団員定数579人で構成され、日頃は生業を持ちながら「自分たちのまち自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域防災の要となって活動しており、災害対応はもとより、地域コミュニティの振興においても大きな役割が期待されています。

消 防 団 員	定員579名、実員524名
団 ・ 分 団 ・ 部 数	1 団、8 個分団、52 個部
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	52 台

(令和 2 年 4 月 1 日現在)



階 級 と 実 員								車 両 台 数	
団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	副 部 長	団 員	計	積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付
1	2	8	8	52	52	401	524	52	
1	2	-	-	-	-	7	10	-	
-	-	1	1	3	3	28	36	3	
-	-	1	1	10	10	72	94	10	
-	-	1	1	5	5	38	50	5	
-	-	1	1	5	5	40	52	5	
-	-	1	1	7	7	56	72	7	
-	-	1	1	6	6	46	60	6	
-	-	1	1	9	9	69	89	9	
-	-	1	1	7	7	45	61	7	

2 火災等の状況

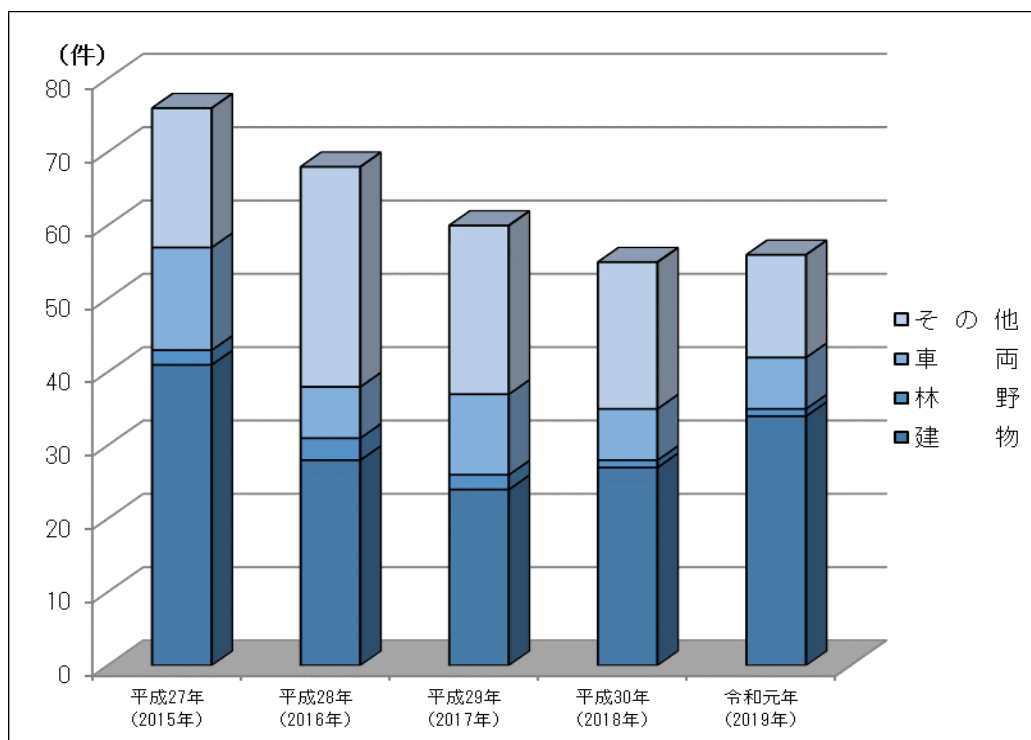
(1) 火 災

平成 27（2015）年から令和元（2019）年までの火災発生件数は年間平均 63 件で、約 6 日に 1 件の割合で火災が発生したことになり、令和元年中の火災は 56 件と年々減少傾向にあります。火災件数を種別ごとにみると、建物が全体の約 40%～60%を占めています。

（図表 5・6）

また、火災の発生原因別で見ると、放火や放火の疑いによる火災が上位を占めており、火災全体の約 20%～30%となっています。（図表 7・8）

○ 図表 5 火災種別件数

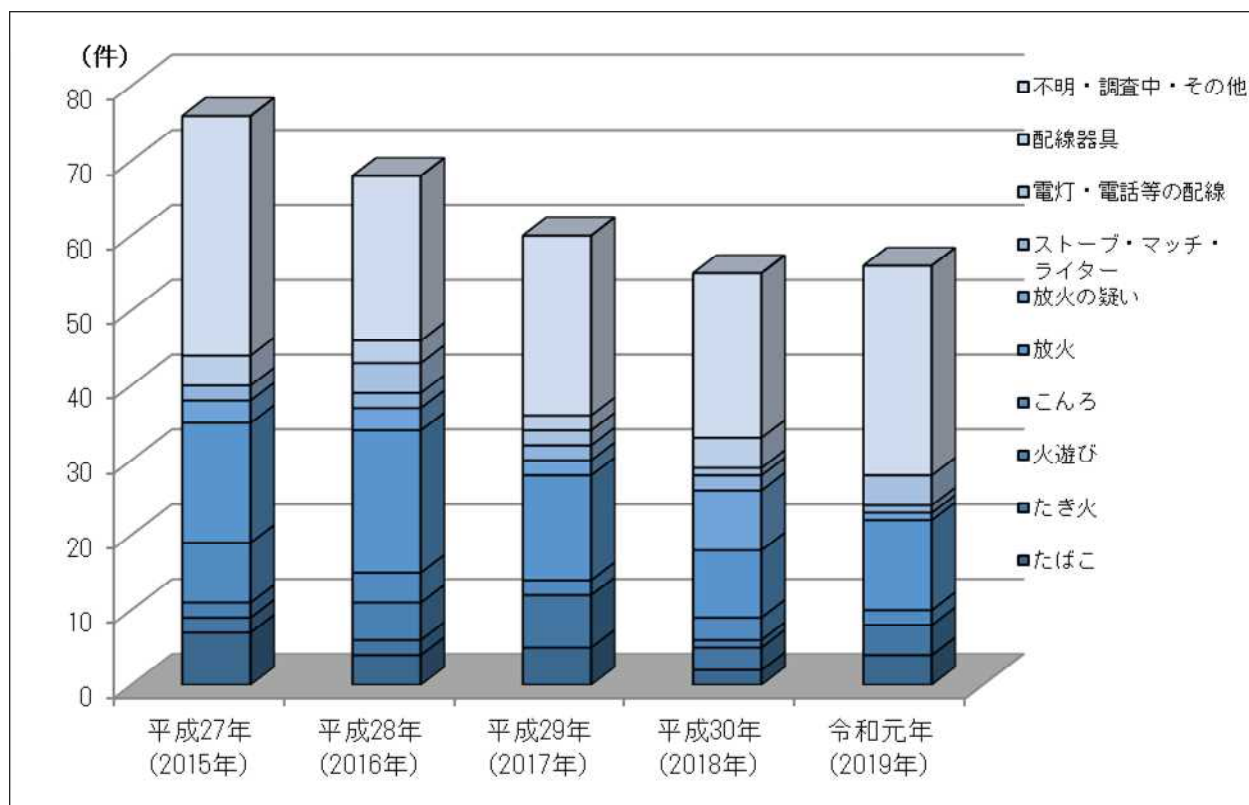


○ 図表 6 火災種別件数

(単位：件)

種別 \ 年	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
建 物	41	28	24	27	34
林 野	2	3	2	1	1
車 両	14	7	1	7	7
その他	19	30	23	20	14
合 計	76	68	60	55	56

○ 図表 7 火災原因別件数



○ 図表 8 火災原因別件数

(単位：件)

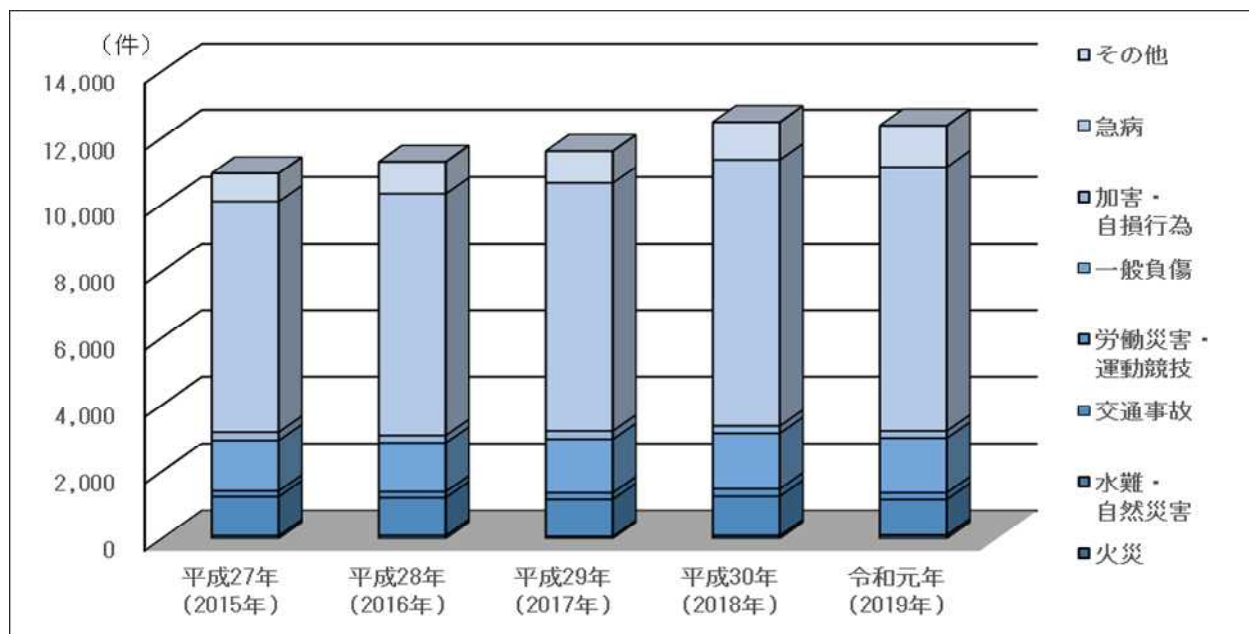
原因 \ 年	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
たばこ	7	4	5	2	4
たき火	2	2	7	3	4
火遊び	2	5	0	1	0
こんろ	8	4	2	3	2
放 火	16	19	14	9	12
放火の疑い	3	3	2	8	1
ストーブ・マッチ・ライター	2	2	2	2	1
電灯・電話等の配線	0	4	2	1	4
配線器具	4	3	2	4	0
不明・調査中・その他	32	22	24	22	28
合 計	76	68	60	55	56

(2) 救 急

救急出動件数は、全国的に増加傾向にあり、本市では平成 30（2018）年に 12,000 件を超えています。（図表 9・10）

令和元（2019）年中の出動件数は 12,370 件で、1 日当たりの平均出動件数は 34 件で 42.5 分に 1 件出動しています。

○ 図表 9 年別救急出動件数



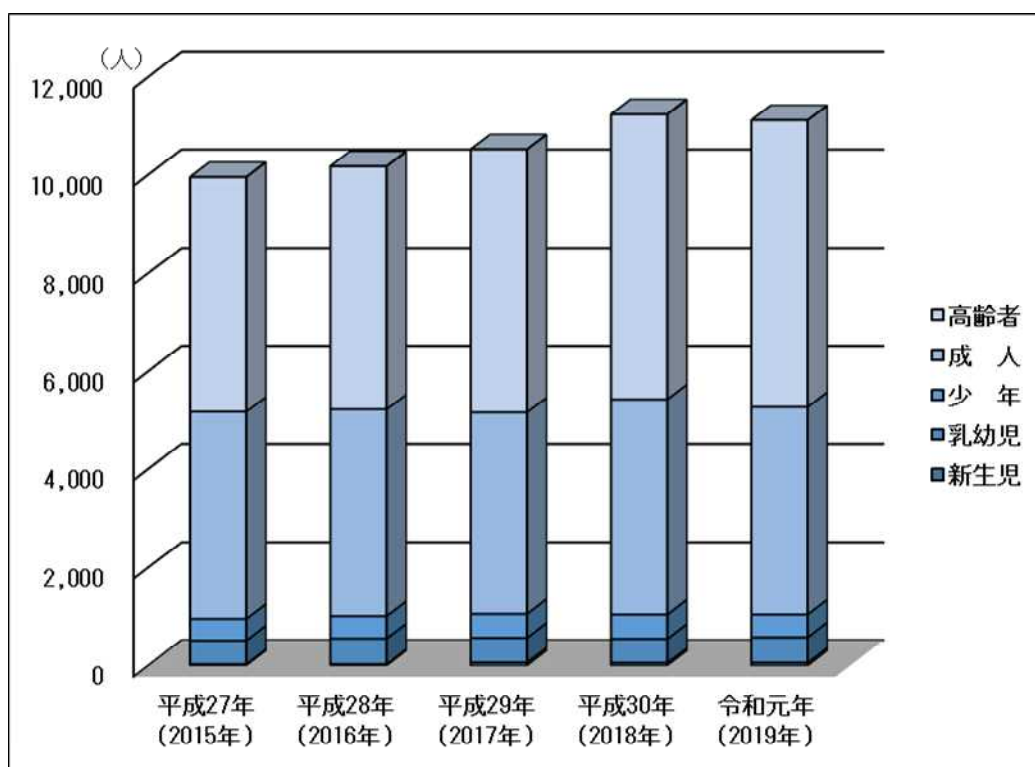
○ 図表 10 年別救急出動件数

(単位：件)

事故種別 \ 年	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
火 災	88	91	65	83	97
自然災害	-	-	-	2	-
水 難	5	6	4	11	14
交 通	1,158	1,124	1,098	1,164	1,054
労働災害	98	103	101	129	123
運動競技	74	76	100	96	80
一般負傷	1,508	1,457	1,597	1,666	1,633
加 害	103	84	99	89	78
自損行為	153	144	158	134	142
急 病	6,905	7,247	7,435	7,980	7,920
そ の 他	859	961	955	1,117	1,229
合 計	10,951	11,293	11,612	12,471	12,370

救急搬送人員は、高齢者（65 歳以上）の占める割合が増加しており、令和元（2019）年中では、全体の 52.5%を占めています。（図表 11・12）

○ 図表 11 年齢別救急搬送人員



○ 図表 12 年齢別救急搬送人員

(単位: 人)

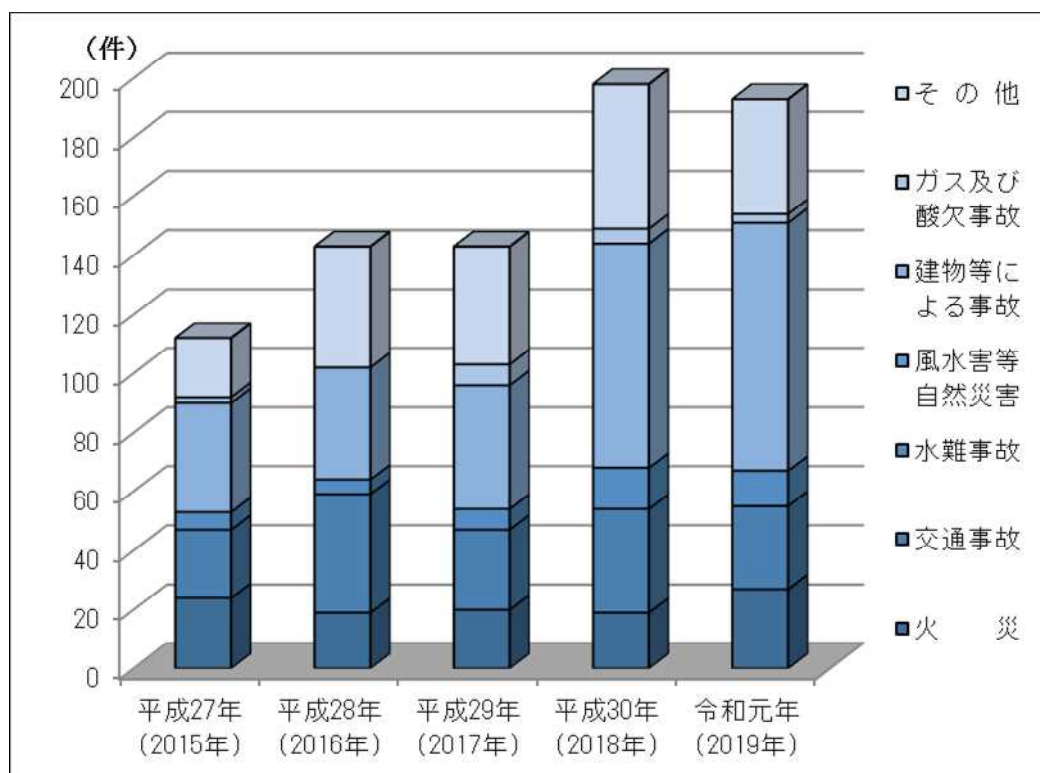
年 年齢区分	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
新生児 (生後 28 日以内)	33	32	65	58	63
乳幼児 (生後 29 日以上7歳未満)	478	519	500	486	513
少年 (7歳以上 18 歳未満)	436	452	482	490	458
成人 (18 歳以上 65 歳未満)	4, 236	4, 229	4, 124	4, 401	4, 247
高齢者 (65 歳以上)	4, 772	4, 944	5, 354	5, 813	5, 846
合 計	9, 955	10, 176	10, 525	11, 248	11, 127

(3) 救 助

救助出動件数は、全国的に増加傾向にあり、本市では平成 30（2018）年以降に 190 件を超え、増加しています。

事故種別は、建物等による事故が増加しており、令和元（2019）年中では全体の 43.5% を占めています。（図表 13・14）

○ 図表 13 年別救助出動件数



○ 図表 14 年別救助出動件数

(単位：件)

事故種別 \ 年	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
火 災	24	19	20	19	27
交通事故	23	40	27	35	28
水難事故	6	5	7	14	12
風水害等自然災害	0	0	0	0	0
建物等による事故	37	37	42	76	84
ガス及び酸欠事故	2	0	7	5	3
そ の 他	20	42	40	49	39
合 計	112	143	143	198	193

第3章 施策の方向性

「消防力の充実・強化」を図り、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、掲げた施策の達成に向け、すべての職員が同じ意識を持ち、総力を挙げて取り組む方向性を示します。

計画の目標

第2期計画は、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、「消防体制の充実」、「救急体制の充実」、「火災予防対策の推進」を単位施策の3本柱として掲げ、「消防力の充実・強化」に取り組めます。

《あらゆる災害から市民の生命、財産を守る》

消防力の充実・強化

単位施策1 《消防体制の充実》

◆あらゆる災害に迅速・的確に対応する消防体制の強化

- ① 消防組織の整備充実
- ② 消防装備・消防水利の充実
- ③ 警防業務の充実
- ④ 通信指令体制の強化
- ⑤ 消防団の充実



単位施策2 《救急体制の充実》

◆市民協働による応急救護体制の強化

- ① 救急高度化の推進
- ② 応急手当普及啓発の推進
- ③ 救急需要対策の推進



単位施策3 《火災予防対策の推進》

◆地域や事業所と連携した火災予防対策の推進

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 防火管理体制の充実
- ③ 危険物施設の安全確保の強化



整備計画における持続可能な開発目標（SDGs）の取組

SDGsが掲げる目標（⑪住み続けられるまちづくりを⑬気候変動に具体的な対策を⑰パートナーシップで目標を達成しよう）と施策を関連付けて、計画の推進を図ります。

【整備計画において取り組むべきSDGsの目標】



⑪住み続けられる
まちづくりを



⑬気候変動に
具体的な対策を



⑰パートナーシップ
で目標を達成しよう

1 あらゆる災害に迅速・的確に対応する消防体制の強化【消防体制の充実】



(1) 消防組織の整備充実

ア 消防庁舎の整備

【現状と課題】

- 本市の消防は、1本部、2消防署、7分署体制で構成され、現在、地域の消防・防災拠点である相川分署と南毛利分署の移転整備に着手しています。
- 消防・防災拠点として重要な施設である消防本部（厚木消防署本署）庁舎は、竣工以来48年が経過し、老朽化や狭あい化、また、機能強化が課題となっています。
- 睦合分署と併設する消防訓練場は、厚木秦野道路の事業用地として収用されることから、再整備する必要があります。

《施策の方向性》

- 地域の消防・防災拠点である相川分署及び南毛利分署の移転整備を令和3（2021）年度に完了し、当該地区の消防体制を更に強化します。
- 8署所のうち、竣工以来48年が経過して老朽化した厚木消防署本署庁舎を消防・防災の拠点施設としての機能を常に維持していくため、「厚木市公共施設最適化基本計画」や「厚木市消防署所適正配置計画」等の関連計画を踏まえながら、移転を含め、建て替えを検討します。
- 睦合分署と併設する消防訓練場は、消火や救助・救急などの消防活動の基本である実践的な訓練や消防団との連携訓練などが実施可能な訓練施設として再整備を進めます。



相川分署完成予想図



南毛利分署完成予想図

イ 組織体制の強化

【現状と課題】

- 消防本部機能が市役所本庁舎と一体整備されることに伴い、消防本部及び厚木消防署本署の機能維持に向けた災害対応力の強化を更に図る必要があります。
- 圏央厚木インターチェンジから秦野市まで、厚木秦野道路が建設されることから、今後の消防・救急体制を検討する必要があります。
- 新たな感染症等による集団感染（クラスター）に備え、消防・救急体制の確保について検討する必要があります。

《施策の方向性》

- 消防本部と厚木消防署本署との連携性の確保と機能強化を図るため、厚木消防署本署に管理部門を配置するなど、組織体制の見直しを検討します。
- 消防・救急体制については、管轄区域内の道路状況や災害発生状況、現場到着までの走行時間などを勘案して見直しを検討します。
- 感染症に対する予防対策を積極的に推進し、消防・救急業務に従事する職員への感染防止対策の徹底を図るとともに、職場内での集団感染（クラスター）に備え、勤務体制を見直します。



消防本部庁舎



勤務交代の様子

ウ 職員の人材育成

【現状と課題】

- 複雑・多様化、大規模化する災害に対して消防職員には、臨機に対応する能力が求められています。また、経験豊富な職員の退職に伴い、組織の若返りが図られた一方で、経験の不足が課題となっています。

《施策の方向性》

- 消防・救助・救急業務に必要な高度で専門的な知識や技術の伝承と習得に併せ、各種資格の取得や各種研修への派遣を推進し、幅広い視野と知識を持つ職員の人材育成に努めます。



研修会の様子



救助訓練の様子

(2) 消防装備・消防水利の充実

消防車両・消防資機材・消防水利の整備

【現状と課題】

- 複雑・多様化する災害に対応するため、消防活動に必要不可欠な消防車両や消防装備品を充実させる必要があります。
- 大規模地震の発生時は、消火栓が使用不能となることが予想されることから、消防水利の確保が課題となっています。

《施策の方向性》

- 消防・救急活動に迅速・的確に対応するため、機能性や操作性に優れた消防ポンプ自動車、高規格救急自動車などの消防車両や資機材を計画的に整備します。
- 大規模地震による火災の発生に対し、効果的な消火活動が展開できるよう、耐震性防火水槽を計画的に整備します。



救助工作車



消防活動用ドローン



拠点機能形成車

(3) 警防業務の充実

大規模災害への対応

【現状と課題】

- 全国的に大規模な火災や地震、豪雨災害や火山噴火など、甚大な被害が発生し、また、国外ではテロ災害の発生など、複雑・多様化、大規模化する災害への対応において消防が果たす責務が高まっています。
- 都心南部直下地震や大型台風、局地的豪雨の発生が危惧されていることから、地域防災の要である消防団との連携や広域的な消防応援などの強化が求められています。

《施策の方向性》

- 発生が危惧される大規模地震や大規模化する風水害などに対する即応体制を強化するため、より実践的な訓練を実施します。
- 消防団はもとより、他都市消防本部や警察などの関係機関との連携強化を図るとともに、広域的な消防応援や受援計画を見直し、消防広域応援体制を確保します。



広域受援訓練



消防ヘリを活用した合同訓練



警察機関との合同訓練

(4) 通信指令体制の強化

【現状と課題】

- 平成 28（2016）年度から高機能消防指令システムを導入し、その後、聴覚・言語障がい者からの緊急通報に対応できる Net119 緊急通報システムや外国人に対応するため、多言語電話通訳業務を運用するなど、通信指令体制の充実を図っています。
- 119 番通報の約 70%が救急要請であることから、救命率の向上を図るため、迅速・的確な緊急度判定と口頭指導が必要となっています。
- 高機能消防指令システムについては、令和 7（2025）年度が更新時期となることから、市役所新庁舎への移転に併せて整備を進める必要があります。

《施策の方向性》

- 緊急度判定や口頭指導を迅速・的確に行うため、救急に係る教育体制を強化します。
- 市役所本庁舎と消防本部機能の一体整備を進め、通信指令業務に従事する職員の専従化や近隣消防本部との高機能消防指令センターの共同運用について検討します。



高機能消防指令センター



119 番受信時の様子

(5) 消防団の充実

【現状と課題】

- 消防団は、地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っていますが、全国的に消防団員が減少傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されていることから、活動しやすい環境を整え、魅力ある消防団として、長期的に幅広く人材を確保していく必要があります。

《施策の方向性》

- 地域防災の中核をなす消防団の重要性と必要性を多くの市民に理解していただくため、各種イベントなどを活用したPR活動を展開します。
- 消防団協力事業所表示制度による市内事業所への周知を推進するとともに、学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の団員確保に取り組みます。
- 消防団施設や装備品の整備に取り組み、消防団の活性化を推進します。



消防団合同訓練の様子



救命ボート取扱訓練の様子

2 市民協働による応急救護体制の強化【救急体制の充実】



(1) 救急高度化の推進

【現状と課題】

- 救急業務の高度化が求められている中、救急需要に的確に対応するため、救急救命士を計画的に養成するとともに、救急隊員の資質向上に向けた再教育研修体制を充実させ、更なる救命率の向上に取り組む必要があります。

《施策の方向性》

- 救急車に常時3人の救急救命士乗車に向けて、計画的に救急救命士を養成するとともに、高度な医療処置ができる認定救急救命士を育成します。
- 医療機関と連携した派遣型救急ワークステーション事業を継続し、救急隊員の資質向上を図るとともに、医師が現場に出動するドクターカーを運用し、救急体制を強化します。
- 神奈川県メディカルコントロール協議会が認定する指導救命士を計画的に育成し、救急教育の充実を図ります。



救急訓練の様子



派遣型救急ワークステーション

（２）応急手当普及啓発の推進

【現状と課題】

- 救急車が到着するまでに実施する応急手当は、救命効果を高めるために重要な役割を果たすことから、市民ひとりひとりの意識の向上と応急手当の知識取得が求められています。

《施策の方向性》

- 市民協働による応急救護体制を強化するため、年齢層に応じた救命講習会を積極的に開催するとともに、救命講習会において受講者に指導ができる応急手当普及員を養成し、応急手当の更なる普及啓発を推進します。
- 市民向け応急手当WEB講習（eラーニング）等による講習時間の短縮を図るなど、新たな日常を取り入れた効果的な普及啓発に取り組みます。



救急フェアの様子



普通救命講習会の様子

（３）救急需要対策の推進

【現状と課題】

- 救急需要は、高齢化の進展等を背景に増加傾向にあり、救急搬送の約40％は入院の必要がない軽症であるため、緊急性の高い傷病者に優先して救急車が出動できるよう、適正利用や予防救急を推進していく必要があります。

《施策の方向性》

- 救急車の適正利用及びケガや事故を未然に防止する予防救急の取り組みについては、救命講習会を通して理解を求めるほか、様々な媒体を活用しての広報活動や救急の日のイベントを開催するなど、普及啓発を推進し、市民救命力の向上を図ります。

3 地域や事業所と連携した火災予防対策の推進【火災予防対策の推進】



(1) 住宅防火対策の推進

【現状と課題】

- 本市の火災件数は、減少傾向にあるものの、建物火災のうち住宅火災が約半数を占めていることから、住宅防火対策を推進していく必要があります。
- 火災発生原因は、放火及び放火の疑いが上位を占めていることから、放火防止対策に取り組む必要があります。

《施策の方向性》

- 火災の早期発見と被害の低減を図るため、住宅用火災警報器の設置や維持管理の重要性について広く周知し、住宅防火対策を推進します。
- 市民の安心・安全を守るため、放火されない環境づくりに取り組み、家庭や地域ぐるみによる火災予防対策を推進します。
- 防火意識の普及啓発を図るため、幼児や小・中学生などの若い世代への防火教育に取り組めます。



防火教室の様子



消火訓練の様子

(2) 防火管理体制の充実

【現状と課題】

- 全国で発生した社会的影響が大きい過去の火災事例を踏まえ、消防法令に適合しない違反対象物の是正を強化する必要があります。

《施策の方向性》

- 違反対象物の是正指導体制を強化するため、計画的に立入検査を実施するとともに、専門的知識を有する職員の養成に取り組みます。
- 防火管理体制の強化を図るため、事業所の使用実態に応じた消防訓練を指導します。



消防長特別査察の様子



自衛消防隊消火競技会の様子

(3) 危険物施設の安全確保の強化

【現状と課題】

- 危険物施設は、近年の社会情勢により全国的に減少傾向にあるものの、火災や漏えい事故の発生件数は、施設の経年劣化などにより、増加傾向にあることから、保安管理の徹底を図る必要があります。

《施策の方向性》

- 危険物の適切な貯蔵、取扱い及び保安管理について、施設の実態に応じた安全対策の徹底を指導するとともに、全国で発生した事故事例や事故防止対策に必要な情報を発信し、自主保安体制の強化を促進します。



厚木市消防力整備計画

令和3年3月発行

厚木市消防本部消防総務課